

緊急事態宣言期間の講習会の開催について

各位

平素は、神戸西労働基準協会及び一般社団法人兵庫労働基準連合会神戸西事務所をご利用いただきありがとうございます。

さて、今般新型コロナ特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域に兵庫県が追加されたところです。

つきましては、緊急事態宣言期間中(令和3年1月13日から2月7日)の講習会は、ご案内の計画通り実施いたしますが、受講定員数を減少させて行います。

(但し、実技等受講会場の都合により日時変更、中止する場合があります。)

感染予防のため、受講の皆様にご協力をお願いします。

1. 発熱、のどの痛み等、風邪症状の認められる方の受講は、受講日の変更を行いますので受講は見合わせご連絡をお願いします。なお、当日受付時に行います検温で体温が37.5度以上の方は、受講することができません。
2. 受講に際しては、必ずマスクを着用願います。
3. 学科受講会場に手指消毒剤を用意いたしますので、手洗い、消毒等を励行願います。
4. 冬季ですが受講会場は換気を行います。

ご不便をお掛けいたしますがご理解賜りますようお願い申し上げます。

令和3年1月14日

一般社団法人兵庫労働基準連合会神戸西事務所
神戸西労働基準協会